

制定 2000 年 (平成 12 年) 3 月 24 日  
改訂 2001 年 5 月 25 日  
改訂 2003 年 5 月 21 日  
改訂 2006 年 5 月 25 日  
改訂 2007 年 5 月 25 日  
改訂 2008 年 5 月 27 日  
改訂 2009 年 6 月 5 日  
改訂 2010 年 5 月 26 日  
改訂 2011 年 5 月 25 日  
改訂 2012 年 5 月 23 日

## 特定非営利活動法人日本健康住宅協会定款

### 第 1 章 総則

- (名称)  
第 1 条 本法人は、特定非営利活動法人日本健康住宅協会と称する。  
(事務所)  
第 2 条 本法人は、主たる事務所を大阪府大阪市淀川区西中島 5 丁目 7 番 1 9 号に置く。

### 第 2 章 目的及び事業

- (目的)  
第 3 条 本法人は、現在我が国で生じている様々な住環境及び室内環境の障害の解決を目指して、住宅の作り方と住まい方の両面から健康住宅を実現するために、設計技術の確立と、普及のためのハウスマンナー会の組織作り、及び一般生活者の啓発を図ることを目的とする。

#### (特定非営利活動の種類)

- 第 4 条 本法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法 (以下法という) 第 2 条別表第 3 号 (まちづくりの推進を図る活動) 及び第 5 号 (環境の保全を図る活動) の活動を行う。

#### (事業)

- 第 5 条 本法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

- ①健康住宅を実現するための技術調査・研究活動
- ②健康な住まいと暮らしを実現するための啓発活動
- ③健康住宅推進のための住宅の維持管理に関する技術指導
- ④健康住宅アドバイザー育成のための研修、検定
- ⑤健康住宅を実現するための相談事業、研修事業
- ⑥その他本会の目的を達成するために必要な事業

### 第 3 章 会員

#### (種別)

- 第 6 条 本法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体

#### (入会)

- 第 7 条 正会員の入会については特に条件を定めない。

2. 会員になろうとする者は、その別を記載した入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
3. 理事会は、正当な理由のない限り入会を認めなければならない。
4. 会長は前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面を以て本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

- 第 8 条 会員は理事会において別に定める入会金、会費を納入しなければならない。但し年度途中の入会の場合四半期割納入とする。

#### (会員の種類の変更)

- 第 9 条 会員の種類の変更をしようとする者は、会長に変更届を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2. 理事会は正当な理由のない限り変更を認めなければならない。
3. 会長は前項のものの変更を認めないときは、速やかに、理由を付した書面を以て本人にその旨を通知しなければならない。

#### (退会)

- 第 10 条 会員は別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2. 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
  - (1) 死亡又は団体が解散したとき
  - (2) 会費を 1 年以上滞納し、かつ催告に応じないとき

#### (除名)

- 第 11 条 会員が罰金刑以上の法律違反行為をしたときは、運営委員会にて審議し即刻これを除名することができる。この場合、その会員に対し除名議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

#### (抛出品の不返還)

- 第 12 条 退会し、又は除名された会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出品金は、返還しない。

### 第 4 章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

- 第 13 条 本法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 30 名以内 (但し、会長、副会長、常務理事を含む)
- (2) 監事 1 名以上 2 名以内
2. 理事のうち、1 名を会長、1 名を常務理事とする。
3. 理事のうち、必要に応じて副会長若干名をおくことができる。

#### (役員を選任)

- 第 14 条 理事及び監事は総会において選任する。

2. 会長、副会長及び常務理事は理事の互選による。
3. 理事及び監事は正会員である個人又は団体の役員もしくは従業員であることを要する。
4. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
5. 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねることができない。

#### (役員任期)

- 第 15 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員の任期は前任者又は現在者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。但し、理事については第13条第1項第1号に定める員数を欠くこととなる場合を除きこの限りではない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の職務)

第17条 会長は、本法人を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。
4. 常務理事は、理事会で議決された会務を執行する。
5. 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること
  - (3) 前号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(役員の解任)

第18条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

2. 会長職及び副会長職の解任は、理事会の議決によりこれを行うことができる。

(役員の報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第20条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

2. 顧問は、本会の重要事項に関して会長の諮問に応ずることができる。

(専門委員)

第21条 本会に専門委員を置くことができる。専門委員は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

2. 専門委員は本会の活動、研究について会長の委嘱するところに従い指導、助言を行うものとする。
3. 専門委員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(本部・事務局)

第22条 本会の主要業務を任ずるため本部を置き、事務を処理するため事務局を置く。

2. 本部に本部長、本部・事務局に職員を置く。
3. 本部長は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
4. その他の職員は、本部長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第23条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第24条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第25条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 本部及び事務局の組織及び運営
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第26条 通常総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認めたとき。
  - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
  - (3) 監事が第17条第5項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第27条 総会は、会長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2. 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かななければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第28条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第29条 総会は、正会員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(書面表決等)

第31条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。
3. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第32条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを5年間保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数

- (3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。）
  - (4) 審議事項及び議決事項
  - (5) 議事の経過の概要及びその結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第34条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議するべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第35条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 第17条第5項5号の規定により監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第36条 理事会は会長が招集する。

2. 会長は、前条第2号及び3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決等)

第38条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところとする。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 本法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 本法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 本法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、理事会の議決により定める。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び収支決算)

第46条 本法人の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表を収支計算書とともに監事の監査を受け、理事会において承認を得た後、総会の議決を経なければならない。

2. 本法人の会計に関しては一般会計のほか、必要に応じて特別会計を設けることができる。

3. 会計の決算上、剰余金が生じたときは翌事業年度に繰越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第47条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 本法人が定款を変更しようとするときは、正会員総数の2分の1以上が出席し、その4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由により本法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

